

議会運営委員会決定事項（令和2年第2回定例会）

1. 令和2年第2回定例会の対応について（令和2年4月10日議運決定）

(1) 議案審査について

議案については、委員会審査を行わないこととし、本会議審議とする。

会派代表者総括質疑は取りやめる。

議案の質疑については通告制とし、時間制限を設ける。なお、質疑時間については、提出議案が確定後、再度協議する。

(2) 一般質問

一般質問については、市民生活に重要な緊急性のある内容とし、行うかどうかは各議員の判断に任せる。

なお、緊急事態宣言が6月まで延長された場合は、再度協議する。

2. 第2回定例会における議案質疑について（令和2年5月28日議運決定）

- ・ 議案の質疑については、4月10日の議会運営委員会で決定したとおり、委員会付託を省略し、本会議審議とする。（各常任委員会を行わない。）
- ・ 質疑時間については、臨時会と同様に、答弁時間を含め1人10分以内とする。なお、会派については、会派の所属議員数に10分を乗じた時間とし、代表して質疑を行うこととする。
- ・ 質疑の発言順については、大会派から会派ごとに、順次行っていただき、会派による質疑が終了したら、無会派議員が期数年齢順に行う。
- ・ 質疑については4月10日の議会運営委員会で決定したとおり、通告制とし、通告については、6月15日（月）午後5時までとする。
なお、人との接触を減らす必要があることから、当局とのヒアリングは行わないこととし、質疑者は、6月16日（火）午後3時までに詳細な質疑内容（質疑そのもの）を文書にて提出する。

3. 第2回定例会における一般質問について（令和2年5月28日議運決定）

- ・ 一般質問については、答弁時間を含め1人30分以内とする。
- ・ 一般質問の発言順については、通常どおり、通告順とする。
- ・ 通告については、6月8日（月）午前8時30分から午後5時までとする。
なお、人との接触を減らす必要があることから、当局とのヒアリングは行わないこととし、質問者は、6月11日（木）午後3時までに詳細な質問内容（質問そのもの）を文書にて提出する。

4. 会期及び日程について（令和2年6月10日議運決定）

- ・会期は6月12日から6月25日までの14日間とする。
- ・日程は審議予定表（案）のとおりとする。
- ・時間は午前2時間、午後2時間とする。（昼休みの1時間で空気の入れ替えを行う。）

5. 令和2年第2回定例会における議場に出席する議員について（令和2年6月10日議運決定）

- ・議場に出席する議員については、議長及び午前は議席番号が奇数の議員とし、午後は議席番号が偶数の議員とする。
- ・開会時、閉会時及び採決時は全員出席とする。
- ・市長挨拶および提案理由の説明時は全員出席とする。
- ・議案質疑または一般質問を行う議員については、前者の質疑（質問）が開始されたら、議場に出席し質疑（質問）の準備を行う。

6. 令和2年第2回定例会における発議及び取りまとめ採決について（令和2年6月10日議運決定）

- ・発議案は本会議第3号の日の正午までに提出する。
- ・取りまとめ採決の意思確認の文書は、招集日に配付し、本会議第3号の日の正午までに議長に提出する。